

本郷新記念札幌彫刻美術館条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

本郷新記念札幌彫刻美術館条例の一部を改正する条例

本郷新記念札幌彫刻美術館条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1を次のように改める。

別表1

区分	観覧料				備考	
	単位		金額			
			本館及び 記念館で 実施する 場合	記念館の みで実施 する場合		
常設 展	個人	一般	1人1	350円	200円	(1) 中学生、小学生、小学校入学前の者及びこれらに準ずる者は、無料とする。 (2) 「団体」とは、団体を構成する者（高校生等及び前号に掲げる者を除く。）の総数が10人以上のものをいう。
		高校生、大学生及びこれらに準ずる者（以下「高校生等」という。）	回につき	150円	100円	
	団体			300円	150円	
特別 展	個人		1人1	3,000円の範囲内		
	団体（10人以上）		回につき	でその都度市長が		

	き	定める額	
--	---	------	--

(2) 別表 2 中「10,000 円」を「11,100 円」に、「40,000 円」を「44,500 円」に、「45,000 円」を「50,100 円」に、「800 円」を「900 円」に、「3,200 円」を「3,600 円」に、「3,600 円」を「4,000 円」に、

「

5,000 円

 を 「

5,600 円

 に、「20,000 円」を

「22,300 円」に、「22,500 円」を「25,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 又は別表 2 の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料又は同日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料及び同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

本郷新記念札幌彫刻美術館の観覧料及び使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。